

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）に対する意見募集の結果について

長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例（案）について、皆さまからのご意見を募集させていただいたところ貴重なご意見をいただきましたので、ご意見とご意見に対する町の考え方を公表します。

【意見募集の実施概要】

実施期間	令和3年5月21日（金）から令和3年6月7日（月）まで
資料の閲覧場所	・長沼町ホームページ ・長沼町役場政策推進課
提出意見数	93件

【ご意見の内容及びご意見に対する町の考え方】

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
1	条例名	→長沼町太陽光発電設備の適正な設置と規制に関する条例 （理由）設置が前提ではなく規制が重要です。この町にとって適正な設置なのか、住民と事業者が理解し遵守する条例であることを明記ください。	素案のとおり条例名とする考えです。
2	第1条	「太陽光発電事業と地域との共生」との文言は不必要だと思います。条例制定の目的は、あくまで住民の生活環境の確保、自然環境と景観保全の確保という事です。その為の事業者に対しての設置、管理事項となるので、共生云々という事が目的に入るとは思えません。事業内容をすり合わせするような条例であってはいけないという事です。	温室効果ガスの排出削減等を図るため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入が進んでいますが、地域住民の生活環境、自然環境、景観等に十分配慮されなければ、太陽光発電事業は成立しないと考えております。そのため「地域との共生」と表現していましたが、ご意見を参考に「地域との調和」に修正します。
3	第1条	ガイドラインでは「設置者による適正な設備の導入及び管理を促し、」となっていたものが、「太陽光発電事業と地域との共生を図り」と変えられています。まずは、発電事業との共生ありき、というこの条例素案の姿勢が明らかに見えます。しかし、ガイドラインや条例の制定に際しては、まず発電事業者の野放図な設置にルールを定め、住民の安心安全と自然と景観を確保する事が第一の主眼であったはずで、この点で、基本理念がガイドラインから後退しています。	本条例は、太陽光発電施設の事業区域に含めないよう求める抑制区域を指定し、設置する際は、地域が関わりを持てるよう説明会や届出手続、維持管理に関する事項を規定することで、町民の生活環境の確保、自然環境・景観の保全を図ることを目的としています。
4	第1条	素案の目的には「太陽光発電施設の設置及び管理について必要な事項を定めること」と「太陽光発電事業地域との共生を図る」そして「町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境と景観の保全を図る」ことが謳われ、基本的なことは示されています。しかし、ガイドラインには書かれていた、設置業者に対する要求が抜けてしまった。この意図は何なのか？疑問が残ります。	事業者については、第4条に事業者の責務を規定しています。
5	第1条	この条例の目的は、「太陽光発電事業と地域との共生を図る」ことではなく、町の景観、自然環境、住民の生活環境を守ることであり、それらを守るために「事	

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		業者が守るべき責務についての条例」であるべきだと思います。	
6	第1条	「太陽光発電事業と地域との共生を図り」という文言が入ることにより、それに続く文章とのつながりが不自然で分かりにくいです。 目的はわかりやすくひとつに絞り、ここではこの条例の基本理念として、まず町民の生活、そして豊かな長沼町の自然や美しい景観を守るということを目的として掲げるべきだと思います。 ガイドラインで書かれていた目的に戻した方が良いと思います。	
7	第1条	何のための条例なのか理念をしっかりと書き込むべきだと思います。今後太陽光発電施設が益々増加していく中で、どのように町民の生活と自然環境、景観を守って行くのかが問われています。	
8	第1条	→第1条 この条例は、長沼町美しい景観づくり条例（平成20年条例第4号）を遵守するとともに、太陽光発電施設の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との調和を図り、町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境と景観の保全を図ることを目的とする。 （理由）目的を読むと、太陽光発電所設置ありきの内容です。また、共生とは生物同士に使用すべき言葉で、今回のように一方が無機質な建物や事業の場合に用いるのは違和感を覚えます。本当にこの町に必要な事業なのか、設置場所は適正なのか、自然環境や景観と調和しているのかを問う条例だということが大切と考えます。	
9	第1条	第1条（目的）の部分において、既にある景観条例に加えて、なぜこの条例が新たに必要なのかを「地域および周辺住民との不要な軋轢を避けるため」と明確にし、そのためには、事業者と周辺住民の合意形成が必要不可欠であることから、「長沼町美しい景観づくり条例」の景観協定を活用することを加えるべきです。	町民の生活環境の確保、自然環境・景観の保全を図ることを目的とし、周辺関係者の理解を得ることは重要なことと考えます。事業者には説明会等の開催を義務付け、丁寧かつ誠実な対応を求めます。 景観協定は、景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により締結することができるものです。景観法、長沼町美しい景観づくり条例の規定による手続きとなり、本条例に規定する予定はありません。
10	第2条	周辺関係者の定義についてです。ガイドラインの「近隣住民」から「隣接区域の関係者」となりましたが、太陽光発電については、周辺地域の環境変化が大きく変わるものです。また、個人対事業者としての適正なやりとりも難しいものです。もうひとつ、以前ゴルフ場計画があった予定地で、反対している隣接地の土地を、隣接地からはずす為、「隣接地はずしの土地分筆」を行った業者がいま	周辺関係者の範囲をガイドラインより狭くする意図はありませんが、事業区域に直に接する土地のみと誤解されないよう文言の修正と施行規則に範囲の規定を加える修正を検討します。

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		した。法的には問題なしという事ですが、モラルの面で問題があるという事で新聞記事となりました。業者によっては過去に事例があることからなきにしもあらずです。 このような事で「隣接区域の関係者」に絞り込みをする事には反対します。あくまでも「近隣住民」を対象としてください。	
11	第2条	「隣接する区域」ではなく「近隣区域」とすべきで、ガイドラインの表現を変えるべきではないと考えます。理由は、「隣接する」とは、あくまでも直に隣に住むあるいは土地を所有する住民のみに限定されてしまうからです。	
12	第2条	(5) 周辺関係者 ア、事業区域に隣接する区域に居住している者、ではなく「近隣区域の住民」とすべき	
13	第2条	(5) 周辺関係者 アについて、「隣接する区域に居住している者」の定義がわかりません。 「隣接」という言葉が対象者を限定しているようにも思えます。必ずしも隣接していなくても、事業区域が生活区域の場合もありえます。包括的な「近隣住民」が適当と考えます。	
14	第2条	(5) ア、イに「隣接する区域」とありますが、「区域」の意味が解りません。ウには「行政区」の文言があることから、行政区ではないと思われれます。「隣接」では事業区域と境界を接するすぐ隣の住民に限定されてしまう印象があるので、「近隣住民」や「地域住民」などに換えるべきです。	
15	第2条	→ア 事業区域近隣に居住している者 →イ 事業区域近隣の土地若しくは家屋の所有者又は使用者 (理由)説明では、近隣と隣接では建築基準法の工作物の扱いについて6メートルほどしか近隣と呼ばない恐れが出てくる、近隣の方が隣接よりも狭くなる可能性が高い、とのことでしたが、建築基準法のどの条文を差しているのかが不明確です。それが素案にはなく、言葉の解釈、効力が発揮されるのかも不明です。よって「近隣」を用いるのが適切と考えます。	
16	第2条	第2条の周辺関係者の定義についてですが、景観条例では「周辺住民」(第14条)と呼び、ガイドラインでは「近隣住民」、本条例案では「周辺関係者」と呼び、文言が統一されていないので、既にある景観条例に合わせて周辺住民と呼ぶこととし、どこからどこまでの範囲が周辺住民なのかについて、明確な定義づけをして下さい。	本条例では、「周辺関係者」という文言を使用しますが、事業区域に直に接する土地のみと誤解されないよう文言の修正と施行規則に範囲の規定を加えることを検討します。
17	第2条	「代表者」とは区長を指すものと思われれますが、区長一人に責任を委ねるのでは	行政区の代表者は、区長を想定していますが、区長の判断

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		なく、「行政区住民」とすべきと考えます。	で区役員や区内に居住する者で区長の指名する者も含まれます。区長のみと誤解されないよう施行規則に規定を加えることを検討します。
18	第2条	周辺関係者の定義を、太陽光発電パネルにより影響を受ける人全般に広げた方がよい。	事業区域に隣接する居住者等や関係行政区の代表者としています。事業区域に直に接する土地の居住者のみと誤解されないよう文言の修正を検討します。
19	第3条	町の責務の具体的な内容がわからない。	町民の安全で安心な生活環境の確保、良好な自然環境と景観を保全する目的を達成するため、太陽光発電施設の設置に必要な手続きや維持管理が適正に実施されるよう指導、助言を行います。
20	第4条	ガイドラインでは、設置者の遵守事項として(1)～(11)まで具体的に述べられているのが、条例案ではとても短くまとめられています。全て重要な事項だと思うので条例案にも全て入れてほしいと思います。	第4条に事業者の責務として、関係法令遵守、災害防止、生活環境・景観その他自然環境を損なわない配慮、周辺関係者と良好な関係を保たなければならないことを規定し、
21	第4条	非常に具体性に欠け、曖昧だと思います。「十分配慮し」という言葉は主観的な言葉のため、その事業者任せになってしまいます。ガイドラインにあった「5遵守事項」をすべて記載してほしいです。	第12条に廃止するときの適切な措置について、第13条に常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理することを規定しています。
22	第4条	簡潔すぎます。ガイドラインにあった遵守事項は最低限盛り込む必要があります。	より明確になるよう施行規則に遵守事項等を規定することを検討します。
23	第4条	→(追加)景観への配慮が必要な地域に太陽光発電施設を設置する場合は、既存の地形や樹木等を生かしながら、通行者、車両等から直接見えないよう植栽等を設けて遮蔽するなどの対策を講じるなど、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮しなければならない。 (理由)人工的なパネルが並ぶ太陽光発電所の場合、設置されれば見た目の悪さ、景観破壊は歴然です。景観地であるほど公道や住宅から距離をとり、直接見えないように配慮することを事業者に求めることは非常に重要と考えます。そのためガイドライン5の「遵守事項」は条例においても必携と考えます。	また、事業者は、がけ崩れ、出水、土砂流出による災害防止措置を講じなければならないことをより明確するため、防災等の措置に関する規定を本条例に加えることを検討します。
24	第4条	第4条(事業者の責務)については、景観条例と本条例案を遵守することを、「責務」としてではなく、法的義務として事業者に負わせる内容とするべきです。なお、違反に対する法的効果としては、後掲11【68番】に記します。	本条例を含む関係法令を遵守することを定めています。
25	第4条	周辺関係者との事前の協議を義務とする。	第9条にて、周辺関係者への説明を義務付けております。第8条にて、町への事前協議を義務付け、町は抑制区域の指定や周辺関係者への説明会開催等の指導、助言を行いま

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
			す。
26	第5条	「町民等の責務」とありますが、この文言は町民に対してではなく、そのまま「事業者」に対しての責務です。町民の責務は、「良好な生活環境の保全、自然環境の保全に努めなければならない。」という事です。わざわざこの文言を入れたのは、地権者と業者に対する配慮ととらざるをえません。	町民及び周辺関係者にも、本条例の目的である安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境と景観の保全を図ることにご協力を求めるものです。
27	第5条	町民に一事業者の経済活動に関する責務を負う義務はないと思います。町民が負うべき義務は町の自然や景観を守ることです。この条例の目的が「太陽光発電との共生」なのか「環境保護」なのかはっきりしていないため、この項目の意味が分からなくなっています。少なくとも町民に太陽光発電との共生の義務はないはずです。基本理念を環境保護とはっきりさせた上で「基本理念にのっとり」という文言を入れるべきです。	本条例の目的を達成するため、町民、周辺関係者には、良好な生活環境等の保全のため、抑制区域の指定を踏まえ土地を適正管理すること、説明会が開かれる場合には参加し意見・要望を述べていただくこと、施設が適切に維持管理されていない場合には通報いただくことなどについて、ご協力をお願いします。
28	第5条	環境、景観を守り町民の暮らしを守るためという条約の基本理念を掲げた上で、それに対する協力を求めるのならともかく、素案では一民間企業の経済活動のスムーズな進行に協力を求めるものとも読み取れてしまいます。現状では不要な条項です。	本条例の目的を達成するため町民等にご協力いただくことを明確にするため文言の追加修正を検討します。
29	第5条	具体的な内容がわからない。	
30	第5条	第5条の町民等の責務として、事業区域に関係する行政区等の代表者は、事業者への質問、意見及び要望について、行政区住民の意見を代表するよう努めなければならない、事業区域に関係する行政区等の住民は、代表者の意見集約に協力するよう努めなければならない、の文言を追加してはどうでしょうか。	本条例の目的達成には、行政区代表や住民のご協力が必要となるものですが、本条例に規定する予定はありません。
31		土地所有者の義務についても記載があるとよい。	抑制区域を指定し、事業者には事業区域に含めないことを求め、町民にも条例の目的が達成できるよう抑制区域の土地利用には配慮をお願いするものです。本条例に土地所有者の義務について規定する予定はありません。
32	第3条 第4条 第5条	町、事業者、町民の責務が三者並列に書かれています。特筆すべきは、第5条（町民等の責務）が条例素案に加えられていることです。この部分は、ガイドラインにはその記載は無く、私の調べた範囲では、他の自治体の同様な条例にはない部分です（長沼町美しい景観づくり条例にはありますが、本条例とは趣旨、目的が違います）。条例化に際し長沼町が特にこれを付け加えようとしている意図は、「太陽光発電事業と地域との共生を図り」という目的を裏付けるためであると思います。三者並列の責務としての記載は納得できません。第5条は削除されるべきと考えます。	町民にも、本条例の目的である町民の安全で安心な生活環境の確保並びに良好な自然環境と景観の保全を図ることにご協力を求めるものです。 ガイドラインに記載のあった遵守事項については、第4条に事業者の責務として、関係法令遵守、災害防止、生活環境・景観その他自然環境を損なわない配慮、周辺関係者と良好な関係を保たなければならないことを規定し、第12条に廃止するときの適切な措置について、第13条に常時

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		また、ガイドラインでは、業者側の「遵守事項」が11項目の細部にわたり述べられていますが、それらが大幅に削除されていることにも驚きました。	安全かつ良好な状態となるよう維持管理することを規定しています。ご意見を参考に、より明確になるよう施行規則に遵守事項等を規定することを検討します。
33	第6条	ガイドラインの4には「設置するのに適当でないエリア」が別表で定められていました。ところが条例案では第6条で「抑制区域」になって、「町長は……事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができる。」となっています。これでは規制にならない。町長が求めても業者は応じないことができます。	土地利用については、他の法令により規制されており、他法令の基準に適合したものについて本条例で禁止することは、過度な土地利用規制になると考えます。本条例では、太陽光発電施設の設置に特に配慮が必要な区域を抑制区域に指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めます。 地域住民の生活環境、自然環境、景観等に十分配慮されなければ、太陽光発電事業は成立しないとの考えから「地域との共生」と表現していましたが、ご意見を参考に「地域との調和」に修正します。 また、事業者は、がけ崩れ、出水、土砂流出による災害防止措置を講じなければならないことをより明確するため、防災等の措置に関する規定を加えることを検討します。
34	第6条	条例の語尾を厳しいものにする方がいいのではないかと考えます。 「含まないよう十分配慮しなければならない」→「含まないようにしなければならない」	
35	第6条	第2項、事業者は～含まないよう十分配慮しなければならない。ではなく「含んではない。」でよいのではないのでしょうか。	
36	第6条	第6条について、馬追丘陵は土石流発生地域を多数抱えていることから禁止区域に、長沼町の平野部の家屋倒壊等氾濫想定区域も同様に禁止区域とすべきです。また、舞鶴遊水池とその周辺の農村地帯は、タンチョウもすめる町づくりにおける重要な拠点のため禁止地区とすべきです。昨今、気候変動によって、集中豪雨が増えていることもあり、また過去の事例から浸水はほぼ全町で起こることが想定されることと、長沼町全域が景観条例の計画対象区域であることから、景観条例との矛盾抵触を回避するため、その他の地域を抑制区域とすべきです。	
37	第6条	(抑制区域) → (規制区域) →第6条 町長は、災害の防止、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電施設の地域との調和を図るため、太陽光発電施設の設置事業の実施について特に配慮が必要と認められる区域を規制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含まないよう求めることができる。 →2 事業者は、前項の規制区域を事業区域に含まないよう十分配慮しなければならない。 (理由) 既に「美しい景観づくり条例」のある長沼町において、抑制では事業者への姿勢が弱く、規制と明記することが大切です。またゾーニングマップを作製するなど、周知徹底も必要です。	
38	第6条	抑制区域内に設置した場合の罰則規定を設けるべき。	抑制区域内であっても、他法令の基準に適合したものについて、罰則を設けることは過度なものと考えます。

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
39	第7条	第7条の(5)に、森林法第三十条に基づき保安林予定森林として告示された森林を追加してはどうでしょうか。	本条例に規定する予定はありません。今後の指定状況により検討します。
40	第7条	第7条に定める抑制区域として、下記を追加してはどうでしょうか。これらは現在長沼町内には存在していませんが、本条例を将来に渡り有効なものとする点、素案の抑制区域にも現在長沼町内に存在していないものが挙げられている点を勘案して提案いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1項に定める自然公園 ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の自然環境保全地域 ・自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第46条第1項及び北海道自然環境等保全条例第14条第1項の道自然環境保全地域 ・北海道自然環境等保全条例第22条第1項の環境緑地保護地区、自然景観保護地区及び学術自然保護地区 	
41	第7条	高校、りふれ、公園、会館など子どもが集まる可能性のある施設の近郊（半径100m等）なども加えてほしい。	子どもの安全を確保するためのご意見かと思えます。経済産業省策定のガイドラインに、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置することが規定されております。施行規則にも、柵塀等を設置する規定を追加することを検討します。
42	第7条	※条例素案の概要から (4) 設置を抑制する区域について ⑧で地域を指定されていますが、もう1歩踏み込んで“現在居住者のいる建物の〇〇km以内には設置出来ない”としてはどうでしょうか。	良好な住居環境を保護するため都市計画区域のうち各住居専用地域、各住居地域、各商業地域を抑制区域に指定するものです。他法令の基準に適合したものについて本条例で禁止することは、過度な土地利用規制になると考えます。
43	第8条	条例の語尾を厳しいものにする方がいいのではないかと考えます。 「必要な指導又は助言をすることができる」→「必要な指導又は助言をしなければならない」	事業者から町に事前協議があったときに、指導、助言ができるようにするための規定です。抑制区域の指定、周辺関係者への説明、適切な維持管理等について、指導、助言を行います。 長沼町美しい景観づくり条例においても、太陽光発電施設が対象工作物となることを指導します。
44	第8条	第8条第2項では「必要な指導又は助言をすることができる」となっています。努力義務にとどまっています。「……なければならない。」とすべきです。	
45	第8条	第8条（事前協議）の第2項は、景観条例をもつ町の首長として、事業者との事前協議にあたる場合の法的前提があることを明文で示すことが必要です。したがって、本条例案を次の通り書き改めることを求めます。 第8条第2項 町長は、前項の規定による協議があったときは、長沼町美しい景観づくり条例を遵守させるため、事業者に対し、必要な指導又は助言を行うも	

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		のとする。	
46	第8条	<p>→追加（事業計画の許可）</p> <p>事業者は、規制区域内において事業を行おうとするときは、事業区域ごとに事業計画を定め、当該事業計画について町長の許可を受けなければならない。</p> <p>【手続きの例】①町と事前協議 ②住民説明会を開催、自治会からの同意書をもろう ③申請する ④町の審議会の答申を受けた町長に許可をもらう。</p> <p>【許可の基準例】事業区域の周辺地域における自然環境を害するおそれがないこと。周辺地域の景観を阻害するおそれがないこと。周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこと。事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること。排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置がとられていること。周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこと。太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害防止など近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていること。設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること。町の総合計画、環境計画、景観計画、都市計画、観光計画その他の将来計画に適合していること。</p> <p>（許可の取り消し）</p> <p>町長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正な手段により許可を受けたとき。 (2) 規定による許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る事業に着手しなかったとき。 (3) 事業に着手した日後1年を超える期間引き続き事業を行っていないとき。 (4) 要件を満たさない事業を行ったとき。 (5) 条件に違反したとき。 (6) 変更の許可を受けずに事業を行ったとき。 (7) 命令に違反したとき。 <p>（措置命令）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町長は、許可事業者が当該許可を受けた事業計画に従って事業を行っていな 	<p>関係法令の基準に適合していないと事業は行えないものであり、関係法令の基準に適合したものまで許可しないことは、過度な土地利用規制になり、本条例は許可制を採用しない考えです。</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、関係法令の規定を遵守しない場合には、経済産業省から指導、改善命令が行われ、認定基準に適合しないとみなされたときは、認定が取消されます。</p> <p>また、事業者は、がけ崩れ、出水、土砂流出による災害防止措置を講じなければならないことをより明確するため、防災等の措置に関する規定を加えることを検討します。</p>

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		<p>いと認めるときは、当該許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>2 町長は、条例に違反した事業者に対し、事業の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(土地所有者等に対する措置)</p> <p>1 町長は、保全地区内の事業が行われた土地において、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該土地所有者等に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の行為により、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対し、その防止のために必要な措置をとることを求めることができる。</p> <p>(理由) 今回の条例（素案）は、必要最小限の事項をクリアすることで事業ができるようになっており、一度届け出が受理されると、住民側が設置中止を訴えても覆ることが困難な内容になっています。また維持管理（第13条）違反についても具体的な内容が薄く、設置後の不安要素が残ります。</p> <p>「町長による許可制度」を入れることで、本当に適正な手続きを行っての事業なのか、住民や自然環境との調和が図れたのかを最終的にチェックし、その後の事業も見守ることが可能になります。現在高崎市、渋川市、遠野市、和歌山市などで許可制を採用しておりその数も増えていること、またこのような問題に詳しい専門家（弁護士）からの助言もあり、条例当初より導入することを強く望みます。</p>	
47	第9条	<p>条例の語尾を厳しいものにする方がいいのではないかと考えます。</p> <p>「あらかじめ説明会を開催するなど当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない」→「あらかじめ説明会を開催し、当該事業計画に関する周知について必要な措置を講じなければならない」</p> <p>「周辺関係者から更に説明を求められた場合は再度説明会を開催するなどの必要な措置を講じるよう努めなければならない」→「周辺関係者から更に説明を求められた場合は再度説明会を開催し、必要な措置を講じなければならない」</p>	<p>周辺関係者へ説明することを義務付けています。戸別訪問による説明も考えられるため「説明会を開催するなど」としています。</p> <p>太陽光発電事業を実施するためには地域住民と良好な関係を保つことが重要であることから、周辺関係者が更に説明を求めたときは、事業者には再度説明する措置を講じ、意見・要望等に対し、丁寧かつ誠意を持って対応することを</p>

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		※説明会は必ず必要と考えます。	求めます。
48	第9条	「説明会を開催するなど」とありますが「説明会を開催し」に変えるべきです。説明会は必須ですので曖昧な表現は避けるべきです。	
49	第9条	第9条（周辺関係者への説明）において、「あらかじめ説明会を開催するなど」の「など」を削除すべきです。事業者が説明会を開催せず、戸別に封書を送るのみで周知を徹底したと主張する可能性があります。また、3項の「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」として、事業者に対して法的義務を課してください。	
50	第9条	第3項と第4項の文末が「努めなければならない。」となっていて、努力義務にとどまっています。「…なければならない。」とすべきです。	
51	第10条	町長に届け出るだけでなく、太陽光発電施設の設置は町長の許可が必要ということを明記してほしいです。そして、条例違反があれば設置許可の取り消しも可能とすべきです。	
52	第10条	第2項の事業計画の届け出内容が簡易すぎます。環境、景観、住民の生活を保全するためのより具体的な計画の提出を求めるべきです。 例えば自然環境の保全のための方策、景観の保全のための方策、排水施設その他土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画、太陽光の反射等による生活環境への被害を防止するための措置、近隣への騒音を防止するための措置などです。	他法令の基準に適合したものについて許可しないことは、過度な土地利用規制になると考えます。 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、条例を含む関係法令の規定を遵守しない場合には、経済産業省から指導、改善命令が行われ、認定基準に適合しないとみなされたときは、認定が取消されます。
53	第10条	事業を行う場合、看板設置の義務付けをしてほしい。	事業計画届出書には主たる事業概要の記載を求めます。 条例には、事業者の責務として、法令遵守、災害防止、生活環境・景観等を損なわない配慮、周辺関係者と良好な関係を保つことを規定しています。より明確にするため、防災等の措置に関する規定の追加と施行規則に遵守事項等を規定することを検討します。
54	第10条	→（追加）事業者は工事着手60日前から工事完了までの間、看板の設置を行わなければならない。（例）〇〇太陽光発電事業のお知らせ （理由）町内の発電所設置時の事例をみると、看板のない（見えづらい）事業者も見受けられました。工作物ということで安易な設置や、設置に慣れていない工事関係者とのトラブル防止も兼ねて、ここは明記することが必要と考えます。	
55	第10条	第10条（届け出）第2項第6号として、事業者と境界を接する土地・家屋の所有者との景観協定書を追加してください。	周辺関係者と事業者の協定締結を義務付けることは、町民にも過度な負担を強いることとなることから、本条例に規

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
			定する予定はありません。 なお、周辺関係者と事業者が協定締結することを妨げるものではありません。
56	第10条	第10条（届け出）第4項では、他市町村との良好な関係性を維持するため、また、景観法に基づく景観行政団体である長沼町が空知総合振興局内において良好な景観づくりの先頭に立って推進してゆくために、「他の市町村の区域の生活環境等」を「景観と生活環境等」に、「意見を求めることができる」を「意見を求めなければならない」とし、その法的義務を明確にしてください。	他の市町村の区域にも影響を及ぼすおそれのあるときに、関係市町村、行政機関に通知し、意見を求めることができることにするための規定です。
57	第12条	条例の語尾を厳しいものにする方がいいのではないかと考えます。 「事業者は、その太陽光発電施設を排しようとするときは、太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じなければならない」→「事業者は、その太陽光発電施設を廃止しようとするときは、太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄及び原状回復を含めたその他適切な措置を講じなければならない」 ※木の伐採などして設置した場合は、植林など原状回復が必要と考えます。	廃止後の撤去、処分については、経済産業省が策定している「事業計画ガイドライン（太陽光発電）」においても、適正に撤去、処分することを定めています。本条例でも、施設の解体、撤去、廃棄を行うことを規定しています。施設撤去後の地形の復元（設置前の原状回復）については、太陽光発電施設も土地利用の一つであり、太陽光発電施設跡地を理由に復元を義務化することは、過度なものと考えます。施設を設置する際に森林を伐採している場合には、自然環境、景観の回復に努めるよう、施行規則に規定を加えることを検討します。
58	第12条	第12条（廃止の届け出）において、ガイドラインには跡地の速やかな「原状復帰」（原文ママ、原状回復の意か）について言及がありますが、本条例案にはありません。したがって、「・・・太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じなければならない」から「太陽光発電施設の解体、撤去、廃棄を速やかに行うとともに、景観の原状回復を含めその他適切な措置を講じなければならない」とし、景観条例のある町として、景観の回復についても規定すべきです。	
59	第13条	維持管理については、ガイドラインの6項目をそのままの文言として載せてほしい。	本条例では、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないよう、常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならないと規定しています。
60	第13条	この部分は、ガイドラインの「遵守事項」とも重なりますが、ガイドラインでは6項目にわたり丁寧に述べられているので、この条例素案はガイドラインから後退している印象は免れません。（例）適切な除草や清掃について、など。	また、第4条に事業者の責務として、法令遵守、災害防止、生活環境・景観・自然環境を損なわない配慮、周辺関係者と良好な関係を保つことを規定しています。
61	第13条	ガイドラインの「9 発電施設の適切な維持管理」のように具体的に記載して下さい。	より明確になるよう施行規則に、維持管理の項目も含めた事業者の遵守事項等の規定を追加することを検討します。
62	第13条	条文が曖昧です。ガイドラインにあった具体的な維持管理方法を記載すべきです。	
63	第13条	第13条（維持管理）についても、ガイドライン（1）～（6）の具体的な条項を全て入れるべきだと思います。	
64	第13条	→（追加）ガイドライン9 発電施設の適切な維持管理	

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		<p>(1) 設置者は、発電施設設置後の維持管理について、責任をもって対応し、関係法令等に基づき適切な措置を行わなければならない。</p> <p>(2) 発電施設において、施設の破損、火災や土砂流出等が発生した場合又は周辺に緊急事態が発生した場合など、設置者に連絡を取ることができるよう、発電施設の名称、設置場所の住所、発電施設の発電出力、設置者の名称及び連絡先その他必要な事項を記載した管理看板を敷地内の見やすい場所に設置しなければならない。</p> <p>(3) 設置者は、外部から容易に発電施設に触れることができないように、発電施設と柵等との距離を空けるようにした上で、敷地内に事業関係者以外の者が、構内に容易に立ち入ることがないように高さの柵等を設置するなど適切な安全対策をとらなければならない。</p> <p>(4) 発電施設及び敷地については、定期的に保守点検を行うとともに除草及び清掃を行わなければならない。</p> <p>(5) 自然災害、その他の事由により発電施設が破損又は事故等が発生した場合、設置者は被害を最小限に留める措置を講じ、速やかに復旧又は撤去しなければならない。</p> <p>(6) 発電施設を廃止した場合は、その跡地について、そのまま放置せず、速やかに原状復帰に努めるなど、責任をもって適切な措置をとらなければならない。また、発電施設を撤去する場合は、関係法令に基づいて適切な処理を行うこと。</p> <p>(理由) 維持管理の要綱が具体性に欠けると、事業者の怠慢につながります。20年間という長きに置いて設置される事業のため、全国でも災害時や経年劣化による発電施設の放置や修繕の遅れが問題になっており、二次三次災害を引き起こす要因にもなります。そのことから具体的な維持管理について明記することが大切と考えます。</p>	
65	第13条	<p>第13条に、維持管理が長沼町太陽光発電施設の設置に関わる条例施行規則(案)の太陽光発電施設事業計画届出書にある通りに行われているかどうかの報告を定期的に町に行い、町はその結果を町民に知らせることを追加してください。</p>	<p>常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理することを義務付けております。必要がある場合は指導等を行います。外資や道外事業者という理由で排除することは、過度な規制になるものと考えます。</p>
66	第13条	<p>毎年1回施設の状況について報告を求めて外資や道外事業者の排除をしてほしい。</p>	
67	第15条	<p>第15条第1項及び第2項で用いている「関係者」が、第2条で定めた「周辺関係者」と紛らわしいので、「事業者」もしくは別の適切な用語に置き換えてはどうでしょうか。</p>	<p>本条例では「関係者」という文言を使用します。</p>

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
68	第15条 第16条 第17条	第15条から第17条について。条例に立入調査を入れたことを評価します。しかし、届け出をせずに、あるいは虚偽の届け出をして太陽光発電施設を設置し、さらに指導、助言、勧告に従わず、氏名の公表後もなお、施設の運用を続ける悪質な業者の場合には、行政罰として相応の過料を課す規定を設けて、かかる違反行為が起らないよう抑止して下さい。	公表をしたときは、国にも通知しますが、より早い段階で通知ができるよう、指導、助言、勧告を行ったときに国、道へ通知できる規定を加えることを検討します。 本条例に罰則を規定する予定はありませんが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、条例を含む関係法令の規定を遵守しない場合には、経済産業省から指導、改善命令が行われ、認定基準に適合しないとみなされたときは、認定が取消されます。
69	第16条 第17条	第16条（指導、助言及び勧告）では「町長は、……できる」であり、第17条（公表）で「業者が従わない場合は、……公表することができる。」となっています。これでは、強引な業者を規制する術がないのではないのでしょうか。	町長が、必要がある場合に、指導、助言及び勧告を、正当な理由なく勧告に従わない場合は、公表することができるようにするための規定です。 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法では、条例を含む関係法令の規定を遵守しない場合には、経済産業省から指導、改善命令が行われ、認定基準に適合しないとみなされたときは、認定が取消されます。
70	第17条	公表した時には「国に通報する」という文言を加えていただきたいです。	公表した場合には、国に公表内容を通知し、法律や国のガイドラインに基づいた指導等の実施を求めます。 より早い段階で通知できるよう、指導、助言、勧告を行ったときに国、道へ通知できる規定を加えることを検討します。
71	第17条	「公表したときは、国に通報しなければならない」という文言を加えるべきと考えます。制裁的公表の意味合いを明確にした方が良く考えます。	
72	第17条	→（追加）当該勧告の内容については、国および北海道へ報告を行う。 （理由）条例違反の事業者に対する勧告先を明記することで、一定の抑止効果があると考えます。	
73	第18条	第18条の（委任）の規定に従って、長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則（素案）に、ガイドラインの5の遵守事項、例として「植栽等を設けて遮蔽する」や「圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電磁波による電波障害等に配慮」などや、9の発電施設の適切な維持管理、例として「柵堀を設置するなどの適切な安全対策」や「除草および清掃」などのより具体的な細則を追加してください。	第4条に事業者の責務として、法令遵守、災害防止、生活環境・景観・自然環境を損なわない配慮、周辺関係者と良好な関係を保つことを規定しています。 また、第13条に、災害又は生活環境等の保全上に支障が生じないように、常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならないと規定しています。 より明確になるよう施行規則に、維持管理の項目も含めた事業者の遵守事項等の規定を追加することを検討します。
74	附則	（施行期日等）の項目について 土地の取得後、設置施工前の事業者についても、すべての項目について適用することとしてほしいです。	条例施行日である令和3年7月1日以後に事前協議を行う事業者から適用します。ガイドラインを施行した令和3年4月1日から6月30日までの間に事前協議があった事業者

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
75	附則	条例全体を設置工事着手前の全ての事業者に適用するべきです。素案のままですと一部住民の安全で安心な生活環境や、良好な自然環境と景観を守らない施設が設置される恐れがあります。一部の条文が工事着手時期に関わらず適用できるのであれば全条文を適用し、住民の生活を守るべきです。そのことによる事業者への負担はそれほど重たくないですし、事業者と住民ではより弱い立場の住民の生活を優先するのが町の役割だと思います。	は、工事完了届出まではガイドラインの規定が適用されま す。
76		条項にはありませんが、設置事業について、届け出を出せばいいというのではなく、事業者に許可申請を求め、それに対し審査会で許可否判断できる「許可制」としてほしい。その場合審査会は必要に応じ、事業者や周辺関係者の意見を求めることができる、としてはいかがでしょうか。審査会は申請された事業が「太陽光発電施設の設置に関する条例」ならびに「長沼町美しい景観づくり条例」にも沿ったものか審査し、判断するとしてほしい。	他法令の基準に適合したもので許可しないことは、過度な 土地利用規制になると考えます。
77		全体的に条例（素案）は、ガイドラインよりも規制がゆるくなっている印象を受けます。また、ガイドラインで表記されている具体的な重要な条項が省略されてしまっています。町長の、「条例案はガイドラインより後退させることはない」との発言を新聞記事で読みました。長沼の自然環境、景観は町の大きな財産であり、住民の居住環境という面だけではなく、外から見た長沼町のイメージを損なうことは町にとって大きな損失となります。一度壊してしまった自然、景観は元へ戻りません。ぜひ、条例はガイドラインから後退することなく、むしろ町の自然、景観、住環境を守る方向に何歩も進んだものにして頂きたいです。よろしくお願い致します。	ガイドラインの遵守事項や維持管理の規定の文言が、条例で は、事業者の責務、維持管理の規定において、まとめた表現 になったことが後退した印象を与えていると考えます。 より明確になるよう施行規則に、維持管理の項目も含めた事 業者の遵守事項等の規定を追加することを検討します。
78		ガイドラインにはあった町民の住環境や長沼の自然環境を守るという町の意志が、条例ではなくなってしまったように思います。ガイドラインから後退してしまった感は否めません。事業者の具体的な責務がなくなり、やりやすくなってしまっています。 私の家のすぐ近くでも、たくさんの鳥達が住んでいる樹木を大がかりに伐採し太陽光発電を設置する計画があります。千歳方面から長沼温泉に向かってくる大変景観のよい地域のすぐ道路わきの土地です。札幌や近隣からドライブにくる観光地として、自然豊かな景観の良さが長沼の魅力です。一度失われた自然を取り戻すには、長い年月と努力が必要になります。残念ながら、町外や道外の事業者が長沼町の自然や景観を守るという意識は少ないのではないのでしょうか。この自然を後世の人たちにつないでいくために、長沼町として長沼の自然を守る決意を示した	

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		町民のための条例にしていだけるよう願います。	
79		<p>(1) 全体としてガイドラインから後退した条例の印象です。条例の文書は簡潔になるものなのかもしれませんが、簡潔になれば独自の解釈の余地が生まれ、抜け道が生まれます。必要なことはしっかり盛り込むべきです。</p> <p>(2) 過去に違法行為を行い処分を受けたことがあったり、犯罪を犯したことがある業者が事業の申請を行えないような条件を盛り込むべきです。</p> <p>(3) 長沼町にとって景観は大きな資源です。森林などを伐採しての事業計画にはより高いハードルを設けるべきです。</p> <p>(4) 届出制ではなく市長の許可制にして、条例に違反した場合許可を取り消せるようにするべきです。</p>	<p>より明確になるよう施行規則に、維持管理の項目も含めた事業者の遵守事項等の規定を追加することを検討します。</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法において、法令違反で認定基準に適合しなくなったものは、認定が取消されます。</p> <p>森林伐採については、森林法を遵守しなければなりません。他法令の基準に適合したものについて許可しないことは、過度な土地利用規制になると考えます。</p>
80		廃棄した時にパネルを放置することのないように、撤去費を積み立てることを設置の条件とすることはできないだろうか？	廃棄等費用については、経済産業省で制度設計されております。本条例に撤去費の積立について規定する予定はありません。
81		町は、設置事業者の名簿を作成し、常に縦覧できるようにしてほしい。	経済産業省で事業計画認定情報を公表しており、町独自で作成することは予定しておりません。
82		他の市町村の条例を吟味し、環境に配慮した条例にしてほしい。	ご意見として賜ります。
83		条文には加えませんが、太陽光発電施設からの騒音・振動、熱風、反射光、電磁波などによる影響を考慮し、小中高等学校、保育所や幼稚園、児童公園、児童センター、図書館などの子どもが集まる場所の周辺や町立長沼病院並びに社会福祉施設周辺に太陽光発電施設を設置しないように指導、勧告するなど、特段の配慮を町に求めます。加えて、電磁波過敏症等の疾患を抱えるなど、太陽光発電施設が設置されることにより、町民の健康の悪化が見込まれる場合には、その個別の事情も適正に重視することを求めます。	騒音、振動、熱風、電磁波、反射光等で健康や生活環境を損なわないよう設備の配置等の対策を講じること、柵塀等を設け、事故防止対策を講じることを、施行規則に規定することを検討します。
84		本条例案は、景観条例を遵守させるための条例であって、昨今の太陽光発電設備の設置による諸問題について、問題を整理し解決を図るために策定されるものです。しかし本来であれば、景観条例を遵守することにより、太陽光発電設備の設置に関わる諸問題は起きないものと考えます。景観条例の基本理念に立ち戻り、景観条例第4条から6条にある町の責務、事業者の責務、町民等の責務をそれぞれ果たすことが求められるとともに、町は景観法を推進する立場から、第9条にある通り事業者及び町民等の美しい景観づくりに関する知識の普及及び意識の向上を図る措置を、美しい景観に差し迫った危機が迫っている現状に鑑み早急に行って下さい。	景観条例の遵守にあたっては、町内における建築物又は工作物の設置等を行う事業者及び町民等に対して、美しい景観づくりに関する説明を行うことにより、美しい景観づくりへの理解や知識の普及に努めているところです。
85		景観行政団体である長沼町は、景観法および景観法を活用し進めるためにつくら	長沼町美しい景観づくり条例及び施行規則においては、景観

項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
	<p>れた「長沼町美しい景観づくり条例」「長沼町美しい景観づくり条例施行規則」によって、工作物である電気の供給のための施設について、事業者に届け出を義務付けています。また、景観法第17条によって、「当該行為に関し、設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる」としています。これには罰則規定（例えば1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなど）もあります。したがって、「長沼町美しい景観づくり条例」「長沼町美しい景観づくり条例施行規則」を基にしてつくられる「長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例」と「長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例施行規則」には罰則規定が条文に盛り込まずとも含まれると考えます。この点について、町の考え方を明らかにしていただきたいと思います。</p> <p>その上で、規則にある「(補則)第9条 この規則に定めるもののほか、この規則に関し必要な事項は、別に定める。」の必要な事項の内容について、町民の意見を広く集め、取り入れて早急に定められることを求めます。内容には、長沼町太陽光発電施設の設置に関するガイドラインで、条例に記載できなかった遵守事項と適切な維持管理も含めます。</p> <p>別に定める必要な事項には、電磁波過敏症患者への配慮と、町民に電磁波過敏症を発症させないという観点から、住宅地における太陽光発電施設の設置にあたっては、パワーコンディショナー等の電磁波を発生させる装置について、住宅敷地から十分な距離をとると共に、その設置場所を住民と協議し、同意を得るようにしてください。</p> <p>また、電磁波過敏症の患者と、電磁波過敏症を併発しやすいという化学物質過敏症の患者の居住する周辺住宅に太陽光発電施設の設置をしないよう事業者に求めて下さい。</p> <p>「長沼町美しい景観づくり条例」と、条例を基にしてつくられる「長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例」に違反した事業者に対して、国に発電事業の認可を取り消すように求めて下さい。</p>	<p>に配慮するため、建築物及び工作物に対して景観から突出しない高さの制限、落ち着いた配色のための色彩ルールを設けており、理由なしにこの基準の範囲を超えた建築物及び工作物を設置しようとする場合には町から事業者等に対して変更命令を行い、さらにこれに従わない場合には、景観法第101条に基づいた罰則が科せられます。</p> <p>太陽光発電施設においても、工作物として上記のルールが適用されることとなります。</p> <p>ガイドラインに記載のあった遵守事項、維持管理の項目については、施行規則に、健康や生活環境を損なわないよう設備の配置等の対策を講じることなどの、事業者の遵守事項等の規定追加を検討します。</p> <p>公表した場合には、国に公表内容を通知し、法律や国のガイドラインに基づいた指導等の実施を求めます。認定基準に適合しないとみなされたときは、認定が取消されます。</p> <p>より早い段階で通知できるよう、指導、助言、勧告を行ったときに国、道へ通知できる規定を加えることを検討します。</p>
86	<p>太陽光発電の重要性については必要と思うところですが、最近町内で建設されている太陽光発電設備については、設置場所や環境に配慮されているとは思えない場所も多く、今後もこのように事業者が町内各地域で設置されることは、長沼町の景観や住環境が著しく阻害されるのではと危惧しております。</p> <p>第9条周辺関係者への説明に関して、「周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。」や、「周辺関係者から更に説明を求められた場合は再度説明会を開</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		<p>催すなどの必要な措置を講じるよう努めなければならない。」などの努力目標となっているが、ここで表現されている周辺関係者のみが理解すれば良いとは思えません。周辺住民のみならず、町民の理解なしに事業が勧められることはあってはならない事と考えます。</p> <p>趣味のランニングで少しだけご無沙汰だった役場の近くの公園の横を通るルートを通った際に、初めてソーラーパネルが所狭しと設置されているのを見たときの驚きは忘れられません。子供たちが楽しく遊ぶ公園の横で周辺は住宅が密集しています。様々な弊害が想像され残念な気持ちになりました。このような事が繰り返されないよう、実効性のある毅然とした条例の設置を希望します。</p>	
87		<p>① 太陽光発電設備設置による地元利益は何か？景観その他住民に少なからずデメリットをもたらす太陽光発電設備を設置する事に設置企業は利益を得るでしょうが景観その他不利益を被る地元には積極的利益がない為、設置には反対です。</p> <p>② 上記に関連しますが、観光資源がほぼ景観である長沼町の観光資源としての景観をもっと重視して欲しい。札幌等他町村からのお客様は長沼町に寛ぎやら癒しを求めて来町する事が多いですが、その際大規模太陽光発電設備の様なまるで工場のような景観を見せられて果たして癒されたり寛いだり出来るでしょうか？長沼の魅力的な喫茶店や飲食店も自己の商品のみならず長沼の田舎特有の景観によって集客して居る実態をもっと良く考えて欲しい。町の行政は住民利益を第一に考えるべきで町外の企業の利益を優先するべきで無い。</p> <p>③ 設置企業の中には外国企業も有ると聞きます。先日の IR 汚職も耳新しく、特に外国企業の進出についてはその経緯を明らかにし、不正等の無い事を明らかにすべきだと思います。</p>	ご意見として賜ります。
88		<p>まず このことをご存じでしょうか？環境先進国のヨーロッパでは、安全性が立証されないから規制する。日本では、危険性が立証されないから規制しません。残念ながら我々市民には危険性を立証する力がありません。</p> <p>マオイ丘陵に「クマゲラ」がいることもご存じでしょうか？絶滅危惧種です。白神山地を開発から守った鳥です。そして開発しなかったことで、後に世界遺産になりました。</p> <p>生態系への配慮も もちろんですが、太陽光パネルの設置は景観を損ねます。人工物を増やさない長沼のほうが魅力があるのではないのでしょうか？太陽光パネルの設置には反対です。</p>	ご意見として賜ります。
89		メガソーラーの設置については、地球にやさしいというもっともらしい理由があ	ご意見として賜ります。

項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
	<p>るのでしょうか、実際には現在ある自然を破壊し、そこにこのような人工物を設置することが果たして本当に地球にやさしいのでしょうか？二酸化炭素を吸収し、酸素を供給してくれる植物を大量に伐採し、そこに永続可能かどうか不明でない人工物を設置し、管理がされずに放置されているものや、雪害により壊れてしまった太陽光パネルも多いと聞いております。</p> <p>また、ソーラーパネルには寿命があり、古くなったパネルをきちんと分別廃棄してくれるような業者ならまだまじですが、それもせずに放置し続ける悪徳な業者の中にはあるかもしれません。</p> <p>また、近隣に住居があるような地域では、その地域の魅力が半減し、そこに新たに住もうという人も減るのではと思います。少なくとも自分はそんな場所は選ばないだろうと思います。</p> <p>長沼町は「みどりのまちづくり」「タンチョウも住めるまちづくり」を目指し、豊かな自然と農業を守り共存していくことを売りにしているのではないのでしょうか？馬追丘陵には景観づくり条例というものも存在しているはずですが、（全く守られていないと思いますが）人口減少の中、移住者を呼び込もうという取り組みもしているはずですが。一方でこのようなメガソーラーの設置を積極的に防ごうとしないという態度に大変矛盾を感じざるを得ません。</p> <p>条例の素案を拝見しましたが、どれも罰則規定はなく、努力義務というゆるいものとなっています。努力義務では拘束力はなく、先に制定された「美しい景観づくり条例」が良い例です。馬追丘陵では、樹木の伐採や新築の家の条件などが規定されていますが、隣の林は勝手に伐採されました。条例制定後新築された家は、条例にのっとっていないものが多く見受けられます。</p> <p>そのようなことから鑑み、今回の「長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例」（素案）では、有効的なメガソーラーの規制は不可能だと考えます。メガソーラーを設置するならば、工業団地など事業目的にする地域に制限をし、業者が土地が安いからと農村部や馬追丘陵など自然豊かな地域に進出することを断固として拒否するなど、強い対応をしてほしいです。町は住民を守り、自然を守り、新たに長沼町を選んで移住してくれる方たちにも後悔させないことが義務であると心得てほしいと思います。長い目で先を見据えた対応をぜひご検討いただきたいと思います。</p>	
90	<p>今、日本全体、各自治体において太陽光発電施設設置に対し、様々な動きが活発な中で、わたしの住む町でもこのような動きがおこることは大変好ましく思います。しかしながら、内容が大変分かりにくく、これまでの町の取り組みと矛盾を感じる</p>	ご意見として賜ります。

項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
	<p>点、うっすらぼんやりとしている感じが否めず、とても残念です。</p> <p>わたしは長沼に住んで12年になりますが、町のぬるりとしたあいまいな姿勢には、もったいないなという思いが強く、長沼を慕い、足を運んでくれる新たな友人知人を得れば得るほどその思いは強まっていきます。</p> <p>「人と自然の共生 きらめく田園と交流のまち ながぬま」というのが、コンセプトであるなら、自然を破壊し、生態系を鑑みないやり方で設置するような太陽光発電施設の設置は町に不要であることは、言わずもがなです。</p> <p>なぜこんなにも長沼が愛されているか考えたことがありますか？</p> <p>代々、農家をされている方に、あんたみたいに好きでここにいるわけじゃない、やらなきゃならないからやってんだ、と言われたことがあります。農家さんをはじめそれぞれ個人店のみなさんの努力はもちろんですが、札幌や他の地域にはない、豊かな自然があるからこそ、素敵なお店も増えるし、ファンも増えるのだとわたしは思います。(これはどの地域にもいえることですが)</p> <p>ここでの生活がうらやましいという友人にわたしはこう言います。「とってもいいところだよ。場所としてはね。ま、住めば都、あとは自分でやるしかないよね。」と。この町は弱いものには優しくない町と感ずるのです。残念ながら日本全体としていえることですが…。</p> <p>一方で、これから人口が減り、消えていく町が増える中で、今やるべきことは、今あるものを丁寧に扱うことだと思えます。そのために、この条例を、どうしても作るのであれば外からの不要なものに対して、町や住民がおざなりになるような、コンセプトそぐわないものはいりません、と断固とした姿勢を主張できる内容にしてほしいです。</p> <p>また、今のままの条例では、環境も地域住民も守ってもらえるとは思えませんので、この条例によって、わたしの考える長沼町での生活が脅かされるのであればこの条例はいりません。ガイドラインより中身の薄い条例なんていらないです。</p> <p>エネルギーというのは世界各地での課題であり、それは自治体も同じです。</p> <p>ご承知のように北海道は、電気だけでなく水資源としての注目度も世界的に見てとても高いところ。これからは、自然環境と自然資源、地域住民の生活とのバランスを上手にとれる地域が生き残るでしょう。長沼町にはその大いなる可能性があるので。どうか、それを無視しないでください。</p>	
91	<p>ある日突然、ドドドっと工事がなされ、突如として大量の太陽光発電施設が目の前に…ある程度まとまった空き地があればどこにでも起こりうる事態です。現に我</p>	<p>ご意見として賜ります。</p>

項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
	<p>が家の隣の土地に太陽光発電会社から委託を受けた伐採業者が来ました。太陽光発電施設には有毒物質も含まれます。破損や老朽化で土中に有毒物質が浸透していき、住民の健康被害が出たら、農作物に残留し販売できなくなったら、誰が責任を取るのでしょうか？我が家の隣の土地の下には農家があり、土石流の被害にあった事があります。木を切れば土石流はさらに規模を増し、太陽光発電施設が壊れればそれにさらに有毒物質の散乱となり、農家さんは廃業の危機ではないでしょうか？町の農家さん方はそれらの事をご存知なのでしょうか？</p> <p>今のガイドラインでは説明会だけすればOKと受けとる会社もいると思います。そして条例の素案は抜け道だらけ。抜け道を作らない、しっかりと町民を守る条例を再考し、制定すべきと考えます。</p> <p>わけのわからない本州の、或いは外国の会社の利益追求のために長沼町民の土地を差し出すなどあってはならない事。勿論それは太陽光発電施設に限った事ではなく、水源、山林、沼地においても同様です。長沼町の土地には素晴らしい価値があります。生まれながらにしてこの町に住んでいると気付きにくいかもしれませんが、失ってからでは遅いのです。取り戻す事は不可能に近い。20年後、30年後、私達の子供達や孫達に負の遺産を残すのはやめましょう。豊かな土地こそが二酸化炭素を吸収し、多様な生物を育むのです。</p> <p>未来を見据えた政策を期待します。</p>	
92	<p>市街地や景観を損なう場所の広範囲設置が長沼町至る所で見受けられるようになりました。自然豊かで魅力溢れる地域が霞む現状に設置は誰のために誰が豊かになるのか、それは将来を見据えているのか考えているのか。良いところ取りして太陽光発電の会社も地域住民も丸く収めたいガイドラインでは、この先魅力ある地方都市からも駆け離れ新規移住者も減る可能性が多いにあると思います。今の世の中不況の煽りはあつという間に企業は撤退します。それより将来的に魅力ある地方都市であって欲しいと願うばかりです。</p>	ご意見として賜ります。
93	<p>十年前、五十年ぶりに故郷へ戻ってきて長沼町の景観はわが町の宝とも思うものです。最近、町内の至るところに太陽光発電パネルが建てられ驚くばかりです。この調子で増えるとせつかくの景観が台無しになると憂えていたところ、この条例を知り喜ばしく思っている次第です。</p> <p>ただ、文面から見ると決定的な厳しさに欠けるように思われます。あいまいな表現ですり抜ける業者の多いことを懸念しています。例えば（廃止の届出）の項の「適切な措置」、（立入調査）の項の「必要な限度」・「必要な調査」など「必要」という</p>	ご意見として賜ります。

	項目	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方
		<p>言葉が多く目につきました。「必要」の具体性を述べていませんが、これでいいのでしょうか。専門の知識を持ち合わせない私としては残念ですが、はっきりとした言い方の条例にできないものかと危惧するばかりです。</p> <p>これはあくまで長沼町的美観を損なうことのないようにと要望するものです。(パネル設置は好ましく思いませんが、多少は仕方ないものと思うところもあります)特にマオイ丘陵がパネルで被われることのないようくれぐれも大切にされることを望みます。</p> <p>プチ富良野、イタリアのトスカーナ地方にも例えられ友人をもてなす絶好の機会を持ちました。観光にも力を入れている長沼町の名が惜しまれることのないよう祈るばかりです。</p>	